計画と補助との連動に関する説明会

神戸運輸監理部 兵庫陸運部

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための



国十交诵省

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年11月27日施行)

地域が自らデザインする地域の交通 【地域公共交通活性化再生法·道路運送法】

地域の移動二一ズにきめ細かく対応できるメニューの充実 [地域公共交通活性化再生法・道路運送法]

- ○地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成
- 地方公共団体による地域公共交通計画(マスタープラン)の作成を努力義務化
- ⇒国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進(作成経費を補助 ※予算関連) ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、

福祉輸送、スクールバス等)も計画に位置付け

⇒バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応

- (情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
- ・定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等
- ⇒データに基づくPDCAを強化
- 〇地域における協議の促進
- ·乗合パスの新規参入等の申請があった場合、国が地方公共団体に通知
- 通知を受けた地方公共団体は、新規参入等で想定される地域公共交通利便増進実施
- 計画への影響等も踏まえ、地域の協議会で議論し、国に意見を提出

地域公共交通網形成計画(H26改正) (市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成) まちづくりと連携した 地域公共交通ネットワークの形成の促進 地域公共交通計画(今回改正後) (市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成 まちづくりと連携した 地域における 地域公共交通 輸送資源の総動員 ネットワークの形成 メニューの充実やPDCAの強化により、





輸送資源の総動員による移動手段の確保

地域に最適な旅客運送サービスの継続

○路線バス等の維持が困難と見込まれ る段階で、地方公共団体が、関係者と

協議してサービス継続のための実施 方針を策定し、公募により新たなサー ビス提供事業者等を選定する「地域旅

- 客運送サービス継続事業 |を創設 ⇒従前の路線バス等に代わり、地域の 実情に応じて右の①~⑥のいずれ
- かによる旅客運送サービスの継続 を実現

実施方針に定めるメニュー例

- (1) 乗合バス事業者など他の交通事業者による 継続(縮小・変更含む)
- ② コミュニティバスによる継続 (3) デマンド交通 (タクシー車両による乗合運送
- (区域運行))による継続 ④ タクシー (乗用事業) による継続
- 5 自家用有償旅客運送による継続
- 福祉輸送、スクールバス、病院、商業施設 等への送迎サービス等の積極的活用

自家用有償旅客運送の実施の円滑化

○過疎地等で市町村等が行う自家 用有償旅客運送について、バス・ タクシー事業者が運行管理、車両 整備管理で協力する制度を創設

持続可能な旅客運送サービスの提供の確保

〇地域住民のみならず観光客を含 む来訪者も対象として明確化

⇒運送の安全性を向上させつつ、

実施を円滑化

⇒インバウンドを含む観光ニーズ へも対応

交诵事業者協力型自家用有償旅客運送 過疎地域等の (市町村等) 交通事業者 市町村等が使用権原を (バス・タクシー) 有する自家用自動車 ノウハウを活用して、運行管理・ 車両整備管理に協力 期待される効果 【利用者】 運行管理 安全、安心な交通サービスの提供 車両整備管理 【自家用有償主体(市町村等)】 業務負担の軽減、運行ノウハウの活用 住民ドライバー

一括フリーパスの提供

貨客混載に係る 手続の円滑化

〇鉄道や乗合バス等における 貨客混載を行う「貨客運送 効率化事業」を創設

⇒旅客・貨物運送サービス



既存の公共交通サービスの改善の徹底

利用者目線による路線の改善、運賃の設定

○【現状】地方都市のバス路線では、不便な路線・ダ イヤや画一的な運賃が見直されにくく、利便性向上 や運行の効率化に支障 また、独占禁止法のカルテル規制に抵触するおそれ

○【改正案】「地域公共交通利便増進事業」を創設

から、ダイヤ、運賃等の調整は困難

⇒路線の効率化のほか、「等間隔運行」や「定額制 乗り放題運賃」「乗継ぎ割引運賃(通し運賃)」等

のサービス改善を促進 併せて、独占禁止法特例法により、乗合バス事

業者間等の共同経営について、カルテル規制を 適用除外する特例を創設



定額制乗り放題運賃

最大300円

・・・など



交通インフラに対する支援の充実 【地域公共交诵活性化再生法·物流総合効率化法】

〇鉄道建設·運輸施設整備支援機構による資金の貸付制 度の対象として、LRT・BRT等のほか、以下の交通インフ

ラの整備を追加(※予算関連) ・地域公共交通活性化再生法に基づく認定を受けた

⇒交通ネットワークを充実

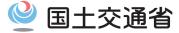
物流総合効率化法に基づく認定を受けた物流拠点

(トラックターミナル等)の整備 ⇒複数の事業者の連携による物流効率化を促進



物流拠点

地域公共交通計画の策定に関するポイント



1. 地域公共交通計画策定の意義

・活性化再生法第4条において、「都道府県は各市区町村を超えた広域的見地から市町村と密接な連携を図り、活性化・再生に取り組む」、 「市町村は主体的に地域公共交通の活性化・再生に取り組むように努めなければならない」と明示され、地方公共団体による地域公共交通 への積極的な関与が法律の面からも求められている。

2. 地域公共交通計画と従来の計画の違い

・令和2年11月の法改正により、地域公共交通計画の作成が努力義務化されたほか、計画対象としてバス・タクシーなどの公共交通を中心に地域の輸送資源を総動員する計画とすることが可能となった。また、定量的な目標設定や毎年度の評価等によりPDCAを実施することが位置づけられた。

| | 地域公共交通計画 (令和2年~) | 網形成計画 (平成26年~) | 連携計画 (平成19年~) |
|-------|---|---|--|
| 計画の対象 | ネットワークの確保・充実に加え、ダイヤや 運賃などの面からもサービスを総合的に捉え 改善や充実に取り組む 地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことができる | バス路線などの専ら公共交通のネット ワークの確保・充実(主に路線の再編 や新規整備)を対象とする | ・ バス交通などの活性化・再生を目的 としており、特定の交通機関に特化 した計画の作成も可能 |
| 位置づけ | 地方公共団体による作成を法的に努力義務化基本的に全ての地方公共団体において計画の作成や実施に取り組む | ・ 地方公共団体による作成が可能 | 市町村による作成が可能(ただし、 複数市町村での作成も可能) |
| 実効性確保 | 定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化定量的なデータに基づくPDCAの取組を強化 | 可能な限り具体的な数値指標を明示原則として計画期間の終了時・計画の 見直し時に達成状況を評価 | 可能な限り具体的かつ明確な目標を 設定 |

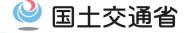
3. 地域公共交通計画と運行費補助の連動化

・改正法の施行に伴い、地域公共交通計画の作成が『地域公共交通確保維持事業』による補助要件として定められることとなった。 このため、今後、補助が必要な路線(幹線・フィーダー)については、補助の必要性や有効性、定量的な目標も含めて地域公共交通計画 の中に位置づけることが必要となった。

4. 従前の網形成計画の取り扱い

- ・改正法の施行前に策定された網形成計画は、改正法施行後は地域公共交通計画とみなされるため、網形成計画を地域公共交通計画に転換 するための手続き等は必要ない。
- ・網形成計画を策定済みの自治体は、次回の計画見直しのタイミング等で、地域公共交通計画の記載事項を満たしているか確認が必要。
- ・一方で、計画策定済みの自治体が新たに利便増進事業等を実施しようとする場合は、当該事業の位置づけを明確にした地域公共交通計画 への見直しが必要となる。

地域公共交通計画の策定に関するポイント



5. 地域公共交通計画の記載事項(法第5条)

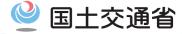
活性化再生法で定められている記載事項は以下のとおり。なお、計画策定にあたっては、基本方針への留意も必要となる。

| 記載事項 | 概要 |
|-------------|--|
| ①基本的な方針 | 計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定める。また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理する。 |
| ②計画の区域 | 当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定する。 |
| ③計画の目標 | 可能な①の基本的な方針に即して目標を設定する。 |
| ④事業・実施主体 | 目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービス水 準を定める。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理する。 |
| ⑤計画の達成状況の評価 | 達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てる。 |
| 6計画期間 | 原則5年程度であるが、地域の実情に合わせて設定する。 |
| ⑦その他 | その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載する。 |

記載に努める事項

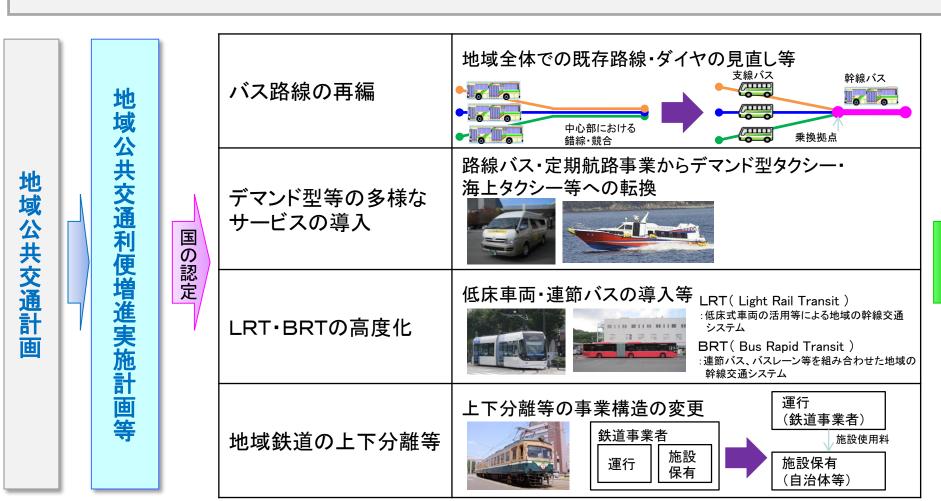
- ① 計画に定められた目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項
- ② 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
- ③ 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- ④ ①~③のほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

地域公共交通ネットワークの再編に対する重点的な支援

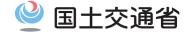


地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通ネットワークの再編に対して重点的な支援を実施。

- 地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編やデマンド型等の多様なサービスの導入
- LRT·BRTの高度化
- 〇 地域鉄道の上下分離等



地域公共交通確保維持事業 陸上交通:地域内フィーダー系統補助



背景•目的

- 生活交通を担う路線バスが廃止される場合、現行法(6ヶ月前までの事前届出)ではサービスの維持について、十分な検討や調整ができず、サービスの廃止や代替となるコミュニティバス等導入による市町村等への負担となっている。
- そこで、廃止を検討する乗合バス事業者の申し出等を受け、関係者がサービス継続のあり方を協議し、公募により代替となるサービスへの転換を図る「地域旅客運送サービス継続事業」について、改正地域公共交通活性化再生法において創設したところであり、同事業の活用によるサービスの継続・効率化を支援。





地域旅客運送サービス 継続実施計画



(実施方針に定めるメニュー例)

① 乗合バス事業者など他の交通事業者による 継続(縮小・変更含む)



② コミュニティバスによる継続



デマンド交通(タクシー車両による乗合運送(区域運行))による継続



タクシー (乗用事業) による継続



自家用有償旅客運送による継続



6 福祉輸送、スクールバス、病院や商業施設 等への送迎サービス等の積極的活用



計画策定

【補助対象事業者】地域公共交通活性化再生法に基づく法 定協議会

【補助対象経費】地域旅客運送サービス継続実施計画策定に 必要な経費(協議会開催等事務費、データ 収集、短期間の実証調査等)

【補助率】1/2 (上限500万円)

サービス継続事業に係る運行費補助

【補助対象事業者】地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会

【補助対象経費】認定された地域旅客運送サービス継続実施計 画に基づく事業の総収支差

【補助率】1/2

- ※タクシー(運賃低廉化)については、市町村からの負担額を補助対象経費とし、100万円を上限として補助。
- ※サービス継続事業の認定を受けた系統については、フィーダー系統に係る運行費補助の要件を一部緩和。